

# 第54回綾瀬市都市計画審議会議事録

令和6年5月14日

綾瀬市都市部都市計画課

- 1 日 時 令和6年5月14日(火)  
午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 事務棟1階 J1-1会議室
- 3 報 告
  - (1) 第8回線引き見直しについて
  - (2) 相模川流域下水道の都市計画変更について
- 4 出席委員 12名
  - 会 長 加 藤 孝 明
  - 副会長 加 藤 仁 美
  - 委 員 古 塩 貞 夫
  - 委 員 古 市 正
  - 委 員 笠 間 功 治
  - 委 員 黒 岩 信 (代理：宮館課長)
  - 委 員 池 田 六 大
  - 委 員 森 田 仁 志 (代理：細貝警部補)
  - 委 員 井 上 義 雄
  - 委 員 大 藏 智恵子
  - 委 員 太 田 淑 夫
  - 委 員 奥 山 登茂子
- 5 欠席委員 3名
- 6 市出席者 (都市部) 岸部長
- 7 事務局 (都市計画課) 小原参事兼課長、矢部技師、山岸技師

## 【会長】

それでは、第54回綾瀬市都市計画審議会を開会いたします。

まず、諸事項について報告いたします。本日の案件となります報告につきましては、綾瀬市都市計画審議会会則第3条の規定により、公開となります。傍聴についてでございますが、傍聴人は1名でございます。ただ今から傍聴人を入場させますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

### ( 傍聴人入場 )

それではここで、綾瀬市都市計画審議会の公開に関する取扱要領に基づき、傍聴の方へ傍聴いただく上での注意を事務局から申し上げます。

## 【事務局】

それでは、傍聴される際の注意事項を申し上げます。

配付された傍聴券は、会場を退場するまで所持し、会場を退場する際は担当職員に返却してください。

会場内では、静粛に傍聴してください。

会場内で発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないでください。

張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。

ビデオ等による撮影、録音はしないでください。

携帯電話、スマートフォンの電源は切ってください。

みだりに席を離れないでください。

その他審議会の進行を妨げる行為をしないでください。

なお、正常な審議会の進行を確保するため、これに反する行為があった場合は、会長より退場を命じることがございますので、御承知おきください。注意事項は以上でございます。

## 【会長】

また、今回につきましては、傍聴人の数が上限5名に達しておりませんので、審議

会途中で傍聴希望があった場合には、議事進行を一時中断し、傍聴人を入場させますので、御了承願います。

#### 【会長】

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、綾瀬市都市計画審議会会則第7条第3項により、「古市委員及び大蔵委員」を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、次第2の「報告」に入らせていただきます。

「報告（1）第8回線引き見直しについて」事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、第8回線引き見直しについて報告させていただきます。

タブレット資料の切り替えをお願いいたします。資料は、「④報告（1）第8回線引き見直しについて」になります。

資料を切り替えいただけましたでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。

ページを進めていただき2ページを御覧ください。

第8回線引き見直しについては、令和4年12月に県より基本的基準が示されて以降、手続きを進めており、令和5年3月から10月にかけて県と都市計画の案についての協議を行ってまいりました。また、本審議会においては、協議等の進捗に併せて、前回審議会も含めて、適宜報告をさせていただいております。

前回審議会以降については、第8回線引き見直しについての市民等への説明の機会として、4月21日（日）と4月22日（月）の2日間にかけて、都市計画説明会を開催いたしました。

本日は、この都市計画説明会の結果等について報告させていただくものになります。

ページを進めていただき3ページを御覧ください。

都市計画説明会の結果等について説明させていただきます。

本説明会は、令和6年4月21日（日）の10時からと令和6年4月22日（月）の19時からの2日間で実施しました。会場は両日とも綾瀬市役所、窓口棟3階の315会議室で開催しました。参加者は、4月21日（日）の回が4名で、4月22日

(月)の回が8名でした。なお、説明会の資料及び結果等につきましては、今後、市ホームページにて公開を予定しています。

ページを進めていただき4ページを御覧ください。

説明会での主な意見等について御説明いたします。

説明会では両日ともに、主にこちらの内容に関する意見等をいただきました。

ページを進めていただき5ページを御覧ください。

ここから、都市計画説明会での主な意見の内容とそれに対する回答について報告させていただきます。

まず最初に、集約型都市構造についてです。

集約型都市構造については、第8回線引き見直しにおける基本的基準において、県が掲げる都市計画の目標の1つである「集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」に関する事で、主な意見等として、集約型都市構造とはどういったものか。綾瀬市は集約型なのか。等の御意見等をいただきました。こちらについては、集約型都市構造とは、人口減少を受けてこれまでの市街地を拡大していく方針ではなく、都市の様々な機能のある程度コンパクトにまとめて、都市づくりを進めていくもので、本市では、まとまりのある低層住宅地や中心市街地の商業機能の集積などにより、一定程度の集約化が図られていっていると考えられる旨を回答しています。

ページを進めていただき6ページを御覧ください。

次に、一般保留区域についてです。

一般保留区域については、第8回線引き見直しの目標年次である令和17年度における産業の規模について、神奈川県が行った推計により、本市では産業の伸びが見られることから、それに対する受け皿として本区域の南部を一般保留区域として設定し、今後、計画的市街地整備の見通しが明らかとなり、農林漁業との必要な調整が図られた場合に市街化区域に編入するものとしているものになります。

ページを進めていただき7ページを御覧ください。

この一般保留区域についての主な意見等としては、一般保留区域に地区名はあるのか。保留区域の設定により農地の保全はどうなるのか。新たな産業用地ではなく、既存工業団地の産業集積や多機能化を図るべき。等の意見等をいただきました。

こちらにつきましては、一般保留区域は、フレームの範囲内で概ねの位置を指定しているものであり、具体的な位置を指定していないため、計画に地区名は記載してお

りませんが、あやせ都市マスタープランにおいて落合北部・吉岡東部地区としていません。なお、指定についてはあくまで第8回線引き見直しにおける産業の推計を基に、インターチェンジからの連絡性等から市南部を指定しているため、他地区は指定していません。また、一般保留区域の市街化編入には農林漁業との必要な調整を図る必要がある旨を回答しています。

ページを進めていただき8ページを御覧ください。

次に、逆線引きについてです。

逆線引きについては、第8回線引き見直しにおいて変更する綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「第2章綾瀬都市計画区域の都市計画の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」、「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針」の「オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」において位置づけているもので、「災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とする。また、市街化調整区域に接する市街化区域において、災害レッドゾーンが含まれ、かつ、計画的な市街地整備の予定のない土地は、逆線引きに向けた検討を行う。」としております。

ページを進めていただき9ページを御覧ください。

この逆線引きについての主な意見等として、逆線引きとは何か。逆線引きを行う場合、居住者等に移転をしてもらうのか。逆線引きを行う予定の地区はあるのか。等の意見等をいただきました。

こちらにつきましては、逆線引きとは、市街化区域を市街化調整区域に編入することで、第8回線引き見直しにおいて定める方針は、災害レッドゾーンについて、都市的土地利用を行わないことを基本として検討を行うものになります。なお、地権者等の意向があれば検討を行うもので、移転等を行ってもらうものではなく、また、現在、逆線引きを検討している具体的な地区はない旨を回答しています。

ページを進めていただき10ページを御覧ください。

次に、都市計画道路寺尾上土棚線についてです。

都市計画道路寺尾上土棚線については、綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「第2章綾瀬都市計画区域の都市計画の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」、「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」、

「(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針」、 「③主要な施設の整備目標」の「イ おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設」において、位置づけているものになります。

ページを進めていただき11ページを御覧ください。

右図が寺尾上土棚線の位置を示したもので、市役所前面の道路になります。この内、現在、寺尾台交差点より北側の部分が未整備の区間になります。

こちらについての主な意見等として、第8回線引き見直しにおける都市計画道路寺尾上土棚線の未整備区間の位置づけとはどういったものか。都市計画道路寺尾上土棚線の北伸について、地下化する整備案が反映されているのか。都市計画道路寺尾上土棚線の北伸について地元住民は反対している。等の意見等をいただきました。

こちらにつきましては、第8回線引き見直しにおける都市計画道路寺尾上土棚線の整備については、目標年次までの整備の方針を定めているものであり、具体的な整備方法等を位置付けているものではない旨を回答しています。

ページを進めていただき12ページを御覧ください。

次に、城山公園の総合公園化及び祖師谷地区の特別緑地保全地区の指定についてです。

こちらについては、綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「第2章綾瀬都市計画区域の都市計画の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」、「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」、「④主要な緑地の確保目標」の「イ おおむね10年以内に指定することを予定する地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等」で、おおむね10年以内に指定することを予定する地域地区として祖師谷地区の特別緑地保全地区を、おおむね10年以内に整備することを予定する公園緑地等として城山公園の総合公園化を位置づけているものになります。

ページを進めていただき13ページを御覧ください。

右図が城山公園及び祖師谷地区の位置を示したものになります。

こちらにつきましては、城山公園の総合公園化とはどういったものか。具体的な整備予定はあるのか。祖師谷地区の特別緑地保全地区の指定とは何か。等の意見等をいただきました。

こちらにつきましては、城山公園の総合公園化及び祖師谷地区の特別緑地保全地区

の指定については、どちらも綾瀬市緑の基本計画に基づくものであり、目標年次までに、整備及び都市計画決定を行う方針を定めたもので、城山公園については、市全域の人々の休息、観賞、運動等を含めた総合的な利用に供することを目標に整備を位置づけるものですが、構想段階であるため、具体的な整備方針等は未定であり、祖師谷地区については、都市計画決定することで樹林地を保全していくものである旨を回答しています。

以上が都市計画説明会における主な意見等になります。なお、説明会の資料及び質疑応答要旨等を含めた開催結果等については、今後、市ホームページにて公開する予定です。

ページを進めていただき14ページを御覧ください。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、第8回線引き見直しにおいて変更する都市計画について、県へ市案の申出を行います。

県への案の申出以降については、公聴会や縦覧といった法定手続きを経て最終的な都市計画変更は令和7年度末頃を予定しており、都市計画手続きの進捗等については適宜、審議会に報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、御質問等がありますでしょうか。

#### 【井上委員】

最近、外国の方が多く流入しており、このような文化的な違いも都市計画に織り込むべきでしょうか。

#### 【会長】

行政が行う都市計画は時代に追随するという意味で都市計画の枠を超えたところでも、知恵や工夫を生かすべきだと考えます。多文化共生をいかにスムーズに、より具



体的に作りあげていくかが課題だと思いますが、都市計画の空間的なカタチだけではなく、内部のアクティビティも重要なので、時代の変化などを丁寧に先取りしながら備えていくことが大切だと思います。

#### 【会長】

特別緑地保全地区についてですが、都市計画で決定すると基本的には緑地が維持されるということですね。集約型都市構造については、実際に綾瀬市に住んでいる方はあまり実感が湧かないかもしれませんが、神奈川県全体で考えるとどうでしょうか。

#### 【宮舘委員】

都市計画の部門ではないので感想になりますが、現代は人口減少社会でありコンパクトシティを目指すためある一定の規模で機能をまとめていく動きを集約型だと理解しています。現在の綾瀬市を見ると、住宅地や工業団地があり、ある程度はまとまっていると感じます。神奈川県全体でいうと都市それぞれの色があり、住宅に特化した地域があったり、県央道沿いに産業をまとめた地域があったり、観光に特化した地域があったり、それぞれ都市ごとの個性が出ていると思います。その中で各都市が何を目指していくのかを決めていくことが大事だと思います。

#### 【会長】

集約型都市構造でイメージできるのは例えば北海道の帯広市で、街や集落と、農地との境がはっきりしています。反対に、田んぼの途中で市街化区域と市街化調整区域が分れているなど、線引きの線がわからない都市が全国にはたくさんあります。そのような観点で綾瀬市の都市計画図を見ると、個人的な見解ですが、色塗りされている地域と白地の地域が分かりやすくなっているため集約型都市構造と言ってもいいのかもしれません。今回は産業の伸びに対応するため、範囲の中で一般保留区域を確保していくということですね。

#### 【会長】

その他御質問ございますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

**【会長】**

御質問等が無いようですので、「報告（１）第８回線引き見直しについて」は、終了いたします。

**【会長】**

続いて、「報告（２）相模川流域下水道の都市計画変更について」事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、相模川流域下水道の都市計画変更について報告させていただきます。

タブレット資料の切り替えをお願いいたします。資料は、「⑤報告（２）相模川流域下水道の都市計画変更について」になります。

資料を切り替えいただけましたでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。

ページを進めていただき２ページをご覧ください。

まず、本題に入ります前に下水道について簡単に御説明させていただきます。

下水の処理は一般に、雨水と汚水とを分けて処理する分流式で行われており、住宅等で発生した汚水は、汚水管を通過して終末処理場に流れ、終末処理場で処理された後、河川等に放流されます。

ページを進めていただき、３ページを御覧ください。

次に下水道の種類です。

下水道は大きく分けて、流域下水道と公共下水道と呼ばれるものに分けられます。

流域下水道とは、２つ以上の市町村の区域にわたる広域な下水道で、流域内の市町村から発生する下水を効率的に処理する下水道で、その維持管理は県が行います。

次に公共下水道ですが、これには単独公共下水道と流域関連公共下水道があり、単独公共下水道は主として市街地における下水道を排除、または処理し、終末処理場を有するもので、流域関連公共下水道は、流域下水道に接続する下水道であり、これらの維持管理は市が行います。

ページを進めていただき、4ページを御覧ください。

綾瀬市の下水道についてです。

先ほど御説明した下水道の種類について、綾瀬市では市の概ね東と西とで分かれており、市の概ね東側で発生する下水は綾瀬市内にある綾瀬市浄水管理センターで処理を行っており、単独公共下水道になります。

一方、西側については、県が管理する相模川流域下水道に接続し、相模川流域下水道の左岸の終末処理場である茅ヶ崎市にある柳島水再生センターで処理を行っており、相模川流域関連公共下水道になります。

ページを進めていただき、5ページを御覧ください。

次に、今回、都市計画変更する相模川流域下水道について、御説明いたします。

相模川流域下水道は、神奈川県を流れる一級河川である相模川の流域関連市町として、相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町及び愛川町の9市3町の下水を処理する流域下水道になります。

相模川流域下水道は、相模川の上流から見て左側の左岸処理区と右側の右岸処理区に分かれており、綾瀬市を含む左岸処理区は、茅ヶ崎市の柳島水再生センターにて処理を行っており、右岸処理区は、平塚市にある四之宮水再生センターにて処理を行っております。

ページを進めていただき、6ページを御覧ください。

次に相模川流域下水道の都市計画の内容について御説明いたします。

相模川流域下水道の都市計画は、神奈川県が決定する都市計画であり、昭和44年に当初決定されて以降、適宜、変更を行っており、平成29年に最終変更されていません。都市計画の決定内容は、下水道の名称、排水区域、下水道管渠、その他の施設を決定しています。

ページを進めていただき、7ページを御覧ください。

今回の変更内容についてです。

相模川流域下水道については、昭和44年の都市計画決定以降、事業を進めており、都市計画決定されている施設で寒川平塚幹線という下水道管渠が位置づけられております。これは、相模川流域下水道の左岸処理区と右岸処理区を連絡する幹線で、この寒川平塚幹線の整備により、大規模地震時等の災害時や施設改修時において、左岸と

右岸の相互融通機能を確保することができます。

寒川平塚幹線は県の計画で、令和12年度までの整備完了を目指しており、今回の変更内容は、この寒川平塚幹線の事業実施に向けた検討の中で、施工効率等の向上の観点から幹線のルートを変更するものになります。

ページを進めていただき、8ページを御覧ください。

こちらが計画図になります。

青い線が変更前、赤い線が変更後の幹線を示しております。

計画図のとおり、今回の変更では、寒川平塚幹線のルートの一部と起点及び終点の位置が変更されます。

このように、今回の都市計画変更については、事業実施に伴った位置の変更であり、綾瀬市の都市計画には特段の影響がないものになります。

ページを進めていただき、9ページを御覧ください。

今回の都市計画についての本審議会の役割についてです。

相模川流域下水道の都市計画は、県が決定するものであり、神奈川県都市計画審議会で審議され、決定されるものでありますが、都市計画法第21条第2項によって準用する都市計画法第18条第1項に基づき、県は、決定前に関係市町村の意見を聴くこととなっております。

そして、都市計画について市が提出する意見に関しては、綾瀬市都市計画審議会条例第3条において、本審議会の所掌事務として定められております。

そのため、今回の都市計画変更については、県決定ではありますが、本審議会においても今後、御審議をいただくこととなります。

ページを進めていただき10ページを御覧ください。

都市計画素案の閲覧についてです。

都市計画法第16条の規定に基づき、都道府県又は市町村は、都市計画の案を作成する場合には、公聴会等により住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

今回の相模川流域下水道の変更についても、神奈川県が都市計画の案の素となる素案を作成し、閲覧と公聴会での公述申出の受付を行いました。なお、閲覧と公述申出の受付は関係市町において手続きを行いました。

ページを進めていただき11ページを御覧ください。

都市計画素案の閲覧の結果についてです。

相模川流域下水道の変更に係る素案の閲覧は、4月5日（金）から4月26日（金）までの3週間行いました。結果は、綾瀬市での閲覧者は0名、公述申出も0件でした。

また、県から他市町の結果についても閲覧者及び公述申出ともに0件との報告を受けております。

この結果から、公述申出がありませんでしたので、公聴会は中止となる予定です。ページを進めていただき、12ページを御覧ください。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。当該都市計画の変更については、先ほど御説明したとおり、県が作成した都市計画素案について、閲覧と公聴会での公述申出の受付を行いました。公述申出がありませんでしたので、公聴会は中止となる予定です。

今後は、県で都市計画案の決定がされ、その内容について関係市町への意見照会が行われるのと併せて案の縦覧が行われます。

そして、本審議会に対しましては、この意見照会に対する県への意見の提出を行うのにあたって御審議をいただきたいと考えており、次回の都市計画審議会にて諮問させていただく予定です。なお、次回開催は10月頃を予定しております。

本審議会でも御審議いただいた後は、市として県へ意見の回答を行い、最終的に神奈川県都市計画審議会でも審議され、都市計画変更の告示という流れになります。

以上で報告を終わります。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、御質問等がありますでしょうか。

#### 【会長】

私から1点質問します。寒川平塚幹線は川の下を通るのでしょうか。

**【事務局】**

そのとおりです。神奈川県に確認したところ、施設改修時や、大規模災害でどちらかが停止してしまった場合でも下水は処理をしていかなければならないため、それぞれを連絡できる幹線を整備するのが目的で、平塚市側の地盤が高いため、平塚市の右岸から左岸へ流すときは自然流下で、寒川町の左岸から右岸に流すときはポンプで圧送する計画になっています。

**【会長】**

わかりました。災害の時は安心ですね。どちらかが利用できなくなっても、どちらかを稼働できるということですね。

その他御質問ございますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

**【会長】**

御質問等が無いようですので、「報告（２）相模川流域下水道の都市計画変更について」は、終了いたします。

**【会長】**

次に、次第３の「その他」について、事務局よりお願いいたします。

**【事務局】**

事務局から２点、連絡事項がございます。

１点目といたしまして、議事録についてでございますが、今回もメールにて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に２点目といたしまして、次回の都市計画審議会の開催予定日ですが、１０月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

**【会長】**

ありがとうございました、ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

**【会長】**

それでは、これもちまして全ての審議が委員の皆様の御協力により、無事に終了することができました。御協力、誠にありがとうございました。

以上で、第54回綾瀬市都市計画審議会を閉会といたします。